主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負坦とする。

理 由

上告代理人田辺善彦の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、被上告人には訴外会社から所論 の手形用紙を回収すべき義務がないとした原審の判断は、正当として是認すること ができる。論旨は、ひつきよう、独自の見解に基づいて原判決を論難するものにす ぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	橋		進
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	牧		圭	次
裁判官	島	谷	六	郎